

JAPAN AND INTERNATIONAL MOTION PICTURE COPYRIGHT ASSOCIATION, INC.

Affiliated With



株式会社日本国際映画著作権協会

(2015年3月25日提出)

**「電子商取引及び情報財取引等に関する準則改定案」に対する意見**

私ども株式会社日本国際映画著作権協会（以下「当社」といいます）は、世界的に著名な映画製作・配給会社6社（パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーション、ソニー・ピクチャーズ・エンターテインメント・インク、20世紀フォックス・フィルム・コーポレーション、ユニバーサル・シティ・スタジオズLLC、ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ、ワーナー・ブラザーズ・エンタテインメント・インク）を代表する米国の事業者団体モーション・ピクチャー・アソシエーション（「MPA」）の日本における子会社でございます。このたびは「電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案」に関して、貴重な意見提出の機会を賜り、誠にありがたく存じます。

・ **該当箇所**

1. 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」削除対象論点（案）
2. 【八】II-2 他人のホームページにリンクを張る場合の法律上の問題点

・ **意見内容**

**1. 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」削除対象論点（案）について**

今回の改正案では現行論点番号 II-10-4 「eラーニングにおける他人の著作物の利用」の削除が提案されています。

当社はこれに反対します。本論点を削除する理由として「時間の経過により本論点における記載内容と実際に提供されているサービス内容に齟齬が生じており、役割を終えたと考えられる」と記載されていますが、理解しがたいものです。現在のeラーニングは企業向け、学生・生徒・児童向けを問わずおおむね本論点に記載されている通りの方式で実施されています（後掲参考文献1-4ご参照）。とりわけ、参考文献2によれば、高等教育においてeラーニングに期待される効果及び導入による成果として、「外部の有用な教材・コンテンツの活用」「学外にいる学生に対する学習リソースへのアクセス向上」が挙げられています（112頁及び124頁）。eラーニング

における他人の著作物の利用は今も重要な論点であるばかりか、今後 e ラーニングがより広範囲に取り入れられるにあたり、一層重要になると考えます。またわが国は e ラーニングにおいてアジア諸国に遅れを取っているのではないかという指摘もあります（参考文献 4 79 頁）。e ラーニング推進のためには、制度的な整備と解釈指針が重要です。「記載が古くなっている」ということであれば、現状に従って改定するべきであります。

## **2. 【八】 II-2 他人のホームページにリンクを張る場合の法律上の問題点について**

本論点における記述はほとんどが合法的なコンテンツを有するホームページへのリンクを張る場合についてとなっています。しかし、映画や音楽などの違法なファイル等にリンクを張る場合がもっと重視されるべきであると思います。多くのリンクサイトは違法にアップロードされたコンテンツのファイルにリンクを張り、不当な利益を得ており、著作権者らに損害を与えています。

「論点」のボックスの「(例)」には 5 番目として、「違法にアップロードされたファイルにリンクを張る場合」が追加されるべきと考えます。違法なファイルへのリンクは脚注 7 で触れられているだけですがこれでは不十分です。リンクサイトは既に著作権者らにとって重大な問題となっています。違法なファイルにリンクを張る場合（脚注 7 の後半）は本論点の本文に独立の項として記載されるべきと思料いたします。

また、脚注 7 の最後から 2 段落目（東京地判平成 26 年 1 月 17 日に関する部分）には「但し、同裁判例はプロバイダ責任制限法上の発信者情報開示との関係で著作権侵害の有無が問題とされた事案であることやリンクを張った者が自ら違法に動画をアップロードしたことが認定された事案であり、通常の著作権侵害の場合についても妥当し得る裁判例かは議論の余地があろう。」という但し書きがありますが、不適切な記載であると考えます。いかなる判決も特定の事件に関するものであり、他の事件とは区別されうるものです。他の裁判例についてはかような記載をせず、この判決についてのみことさらに適用範囲を狭く解すべきであるかのような記載は誤解を招くものです。また同判決中の「リンクを張った者が自ら違法に動画をアップロードしたこと」はリンクサイトの事案では通常みられる違法行為の方式であり、まさしく「通常の著作権侵害」と評価すべきものであります。

海外では多くの国においてこのような違法ファイルへのリンク行為による違法ファイルへのアクセスを防止するため、著作権侵害サイトへのサイトブロッキングが実施され大きな効果を上げています。今回提案されている「編集方針（案）」には「現行法による問題への対応の限界を明らかにし、今後の新規立法その他のルール形成の参考とすることを目的としている」（第 1 項）とあり、本準則においてもサイトブロッキングを取り上げることが必要と考えます。

【理由】は、上記のとおりです。

根拠となる出典は以下の通りです。

1. 青木久美子 「eラーニングの理論と実践」放送大学教育振興会刊 2012 (特に 130 頁以下「学習オブジェクト：学習コンテンツの共有・再利用」)
2. 京都大学 「平成 25 年度文部科学省先導的・大学改革推進委託事業 高等教育機関における ICT の利活用に関する調査研究」 2014 (特に 111 頁以下)
3. 「企業実務」第 748 号 68 頁「事例に学ぶ中小企業の eラーニング活用」日本実業出版社刊 2015
4. 「人材教育」第 26 巻第 2 号 78 頁 「eラーニングアワード 2013 フォーラム 教育情報化はどこまで進むか？」 日本能率協会マネジメントセンター刊 2014